

外国に居住する相続人の印鑑証明

Q : 父の死亡に伴い、現在遺産分割協議を行っています。相続人は、母、私、弟の3人ですが、弟は20年前から米国に移住し、米国籍を取得しています。遺産分割協議書には印鑑証明書が必要だそうですが、印鑑証明書がとれない弟はどうすればよいのでしょうか？

A : 特例により、以下の書類の添付が認められています。

【解説】

相続人が取得した相続財産について、配偶者の税額軽減や小規模宅地等の特例などの適用を受けようとする場合には、遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し、その他一定の書類を添付して申告しなければなりません。

この遺産分割協議書には、全ての相続人の署名捺印と、その印について住所地の市区町村長が作成した印鑑証明書の添付が必要ですが、弟さんのように在外邦人で印鑑証明書がとれない相続人については、印鑑証明書の代わりに、次の書類を添付すればよいこととなっています。

- ①居住地国の日本公館（領事館）で印鑑証明書の発行を取り扱っている場合は、その日本公館が発行した印鑑証明書
- ②居住地国の日本公館で印鑑証明書の発行を取り扱っていない場合には、その日本公館が発行した署名及び拇印証明書
- ③在外邦人の一時帰国中に遺産分割協議が成立した場合には、日本の公証人による遺産分割協議書のその者の署名についての証明

